

新型コロナウイルスの取り扱いについて

質問内容	回答
新型コロナウイルスに感染して入院することになりました。入院共済金は支払われますか？	入院した日数分の入院共済金が、支給されるのでご安心ください。
コロナに感染した疑いがあり、検査をするために入院しましたが、結果は陰性でした。この場合、入院費用はどうなりますか？	入院した日数分の入院共済金が、支給されるのでご安心ください。
保険会社は、入院できず、自宅やホテル等にて、医師の管理下による療養を受けた場合でも、支給対象となると聞きました。ユニヴァ共済は、どうですか？	<p>新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、医療機関の事情などにより、自宅またはその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する保健所等発行の証明書(入院勧告書または就業制限・解除通知等)などをご提出いただくことで、入院給付金等のお支払いの対象としてお取扱いします。</p> <p>この場合、お支払いの対象となる期間は原則、PCR検査等で陽性と判明した日から厚生労働省等の定める解除基準に該当した日(保健所等から通知された解除日)となります。</p>